

議案参考資料（新旧対照）

（議案第2号～第16号）

川越市議会第1回定例会

令和8年2月24日開会

議 案 参 考 資 料 目 次

議案第 2 号	非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 3 号	川越市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・	3
議案第 4 号	川越市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・	7
議案第 5 号	川越市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	8
議案第 6 号	川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
議案第 7 号	川越市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・	1 3
議案第 8 号	川越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて・	1 4
議案第 9 号	川越市医療問題協議会条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
議案第 1 0 号	川越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
議案第 1 1 号	川越市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
議案第 1 2 号	川越市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧等手続条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・	3 5
議案第 1 3 号	川越市マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて・・	3 9
議案第 1 4 号	川越市下水道条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	4 0
議案第 1 5 号	川越市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び川越市監査委員条例の一部を改正する条例を定めることに ついて・・・・・・・・・・・・・・・・	4 2
議案第 1 6 号	川越市学校部活動地域連携・地域移行推進基金条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・	4 3

(1)～(5) 略

4 略

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年 未満	20年以上
団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円
分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	13,340円
部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円

備考 略

含む。)

(2)～(6) 略

4 略

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年 未満	20年以上
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円
分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円

備考 略

議案第3号参考資料

川越市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第17号。以下「勤務時間条例」という。）第7条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、<u>第一種初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p><u>(第一種初任給調整手当)</u></p> <p>第6条の3 医療職給料表（一）の適用を受ける職に新たに採用された職員のうち市規則で定めるものには、月額<u>31万800円</u>を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後15年を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、<u>第一種初任給調整手当</u>として支給する。</p> <p>2 前項の規定により<u>第一種初任給調整手当</u>を支給される職員の範囲、<u>第一種初任給調整手当</u>の支給期間及び支給額その他<u>第一種初任給調整手当</u>の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第9条の4 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、<u>月額1万6,000円を超える家賃</u>（使用料を含む。次項において同じ。）を支払っている職員（市規則で定める職員を除く。）に支給する。</p> <p>2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第17号。以下「勤務時間条例」という。）第7条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、<u>初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p><u>(初任給調整手当)</u></p> <p>第6条の3 医療職給料表（一）の適用を受ける職に新たに採用された職員のうち市規則で定めるものには、月額<u>31万円</u>を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後15年を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、<u>初任給調整手当</u>として支給する。</p> <p>2 前項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員の範囲、<u>初任給調整手当</u>の支給期間及び支給額その他<u>初任給調整手当</u>の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第9条の4 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、<u>家賃</u>（使用料を含む。次項において同じ。）を支払っている職員（市規則で定める職員を除く。）に支給する。</p> <p>2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。</p>

- (1) 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額
- (2) 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円）を1万1,000円に加算した額

3 略

(通勤手当)

第10条 1 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市規則で

_____定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

- (1) 月額1万7,800円未満の家賃を支払っている職員 5,800円
- (2) 月額1万7,800円以上2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額
- (3) 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7,500円を超えるときは、1万7,500円）を1万1,000円に加算した額

3 略

(通勤手当)

第10条 1 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第4項において「運賃等相当額」という。）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、自動車等の使用距離が片道4キロメートル未満である職員にあつては2,700円、その他の職員にあつては自動車等の使用距離の区分に応じた次の表に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

使用距離	4キロメートル以上6キロメートル未満	6キロメートル以上8キロメートル未満	8キロメートル以上10キロメートル未満	10キロメートル以上12キロメートル未満	12キロメートル以上14キロメートル未満	14キロメートル以上16キロメートル未満	16キロメートル以上18キロメートル未満
額	3,200円	4,300円	5,500円	6,700円	7,900円	9,100円	10,300円
使用距離	18キロメートル以上20キロメートル未満	20キロメートル以上23キロメートル未満	23キロメートル以上26キロメートル未満	26キロメートル以上29キロメートル未満	29キロメートル以上32キロメートル未満	32キロメートル以上35キロメートル未満	35キロメートル以上38キロメートル未満
額	11,600円	12,900円	14,700円	16,500円	18,300円	20,200円	22,100円

(3) 略

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で通勤のため新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が市規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。同号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 略

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（市規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以

使用距離	38キロメートル以上 41キロメートル未満	41キロメートル以上 44キロメートル未満	44キロメートル以上
額	24,000円	26,000円	28,000円

(3) 略

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で通勤のため新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が市規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。同号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 略

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以

上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間(市規則で定める通勤手当にあつては、市規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市規則で定める場合にあつては、その翌月)の市規則で定める日に支給する。

7 略

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市規則で定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

9 略

上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 通勤手当は、支給単位期間(市規則で定める通勤手当にあつては、市規則で定める期間)に係る最初の月_____の市規則で定める日に支給する。

6 略

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市規則で定める期間(自動車等_____に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

8 略

議案第4号参考資料

川越市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行
<p>(病気休暇)</p> <p>第14条 1～3 略</p> <p>4 規則で定める病気休暇については、その勤務しない1時間につき、パートタイム会計年度任用職員のうち、月額で報酬を定めるものにあつては会計年度任用職員給与条例第21条第1項に、日額で報酬を定めるものにあつては同条第2項に、それぞれ規定する勤務1時間当たりの報酬額_____</p> <hr/> <p>を、フルタイム会計年度任用職員にあつては会計年度任用職員給与条例第11条において準用する給与条例第15条の4に規定する勤務1時間当たりの給与額_____</p> <p>_____をそれぞれ減額する。</p>	<p>(病気休暇)</p> <p>第14条 1～3 略</p> <p>4 規則で定める病気休暇については、その勤務しない1時間につき、パートタイム会計年度任用職員のうち、月額で報酬を定めるものにあつては会計年度任用職員給与条例第21条第1項に、日額で報酬を定めるものにあつては同条第2項に、それぞれ規定する勤務1時間当たりの報酬額<u>(次条第5項においてこれらを「パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額」という。)</u></p> <p>を、フルタイム会計年度任用職員にあつては会計年度任用職員給与条例第11条において準用する給与条例第15条の4に規定する勤務1時間当たりの給与額<u>(同項において「フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額」という。)</u>をそれぞれ減額する。</p>
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 1～4 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 1～4 略</p> <p>5 <u>第2項第7号に規定する特別休暇については、その勤務しない1時間につき、パートタイム会計年度任用職員にあつてはパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額を、フルタイム会計年度任用職員にあつてはフルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額をそれぞれ減額する。</u></p>

議案第5号参考資料

川越市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行																				
<p>第1条 川越市手数料条例の一部改正 (手数料の免除)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除する。<u>ただし、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。別表において同じ。）</u>を利用する方法により申請があった場合は、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において、納税義務者から<u>別表第12号</u>に規定する事務に係る申請があったとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 印鑑登録に関する証明</td> <td>1件につき200円<u>（多機能端末機により証明書を交付する場合にあっては、150円）</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 住民票_____又は戸籍の附票_____の写しの交付</td> <td>1件につき200円<u>（多機能端末機による場合にあっては、150円）</u></td> </tr> <tr> <td>(4) <u>住民票の除票又は戸籍の附票の除票の写しの交付</u></td> <td>1件につき200円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	金 額	(1) 略		(2) 印鑑登録に関する証明	1件につき200円 <u>（多機能端末機により証明書を交付する場合にあっては、150円）</u>	(3) 住民票_____又は戸籍の附票_____の写しの交付	1件につき200円 <u>（多機能端末機による場合にあっては、150円）</u>	(4) <u>住民票の除票又は戸籍の附票の除票の写しの交付</u>	1件につき200円	<p>(手数料の免除)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において、納税義務者から<u>別表第10号</u>に規定する事務に係る申請があったとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 印鑑登録に関する証明</td> <td>1件につき200円</td> </tr> <tr> <td>(3) 住民票若しくは住民票の除票又は戸籍の附票若しくは戸籍の附票の除票の写しの交付</td> <td>1件につき200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	金 額	(1) 略		(2) 印鑑登録に関する証明	1件につき200円	(3) 住民票若しくは住民票の除票又は戸籍の附票若しくは戸籍の附票の除票の写しの交付	1件につき200円		
手数料を徴収する事務	金 額																				
(1) 略																					
(2) 印鑑登録に関する証明	1件につき200円 <u>（多機能端末機により証明書を交付する場合にあっては、150円）</u>																				
(3) 住民票_____又は戸籍の附票_____の写しの交付	1件につき200円 <u>（多機能端末機による場合にあっては、150円）</u>																				
(4) <u>住民票の除票又は戸籍の附票の除票の写しの交付</u>	1件につき200円																				
手数料を徴収する事務	金 額																				
(1) 略																					
(2) 印鑑登録に関する証明	1件につき200円																				
(3) 住民票若しくは住民票の除票又は戸籍の附票若しくは戸籍の附票の除票の写しの交付	1件につき200円																				

(5) 住民票の記載事項 _____に関する証明	1件につき200円(多機能 端末機により証明書を交付す る場合にあっては、150円)
(6) 住民票の除票の記載事項に関する証明	1件につき200円
(7)~(10) 略	
(11) 納税、課税又は所得に関する証明	1件につき200円(多機能 端末機により証明書を交付す る場合にあっては、150円)
(12)~(21) 略	

(4) 住民票の記載事項又は住民票の除票の 記載事項に関する証明	1件につき200円
(5)~(8) 略	
(9) 納税、課税又は所得に関する証明	1件につき200円
(10)~(19) 略	

第2条 川越市手数料条例の一部改正

別表(第2条関係)

手数料を徴収する事務	金額
(1) 略	
(2) 印鑑登録に関する証明	1件につき300円(多機能 端末機により証明書を交付す る場合にあっては、150円)
(3) 住民票又は戸籍の附票の写しの交付	1件につき300円(多機能 端末機による場合にあっては、 150円)
(4) 略	
(5) 住民票の記載事項に関する証明	1件につき300円(多機能 端末機により証明書を交付す る場合にあっては、150円)
(6)~(10) 略	
(11) 納税、課税又は所得に関する証明	1件につき300円(多機能 端末機により証明書を交付す

別表(第2条関係)

手数料を徴収する事務	金額
(1) 略	
(2) 印鑑登録に関する証明	1件につき200円(多機能 端末機により証明書を交付す る場合にあっては、150円)
(3) 住民票又は戸籍の附票の写しの交付	1件につき200円(多機能 端末機による場合にあっては、 150円)
(4) 略	
(5) 住民票の記載事項に関する証明	1件につき200円(多機能 端末機により証明書を交付す る場合にあっては、150円)
(6)~(10) 略	
(11) 納税、課税又は所得に関する証明	1件につき200円(多機能 端末機により証明書を交付す

	る場合にあっては、150円)
(12)～(21) 略	

	る場合にあっては、150円)
(12)～(21) 略	

議案第6号参考資料

川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行												
<p>(設備運営基準の目的)</p> <p>第2条 設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児（法第14条第7項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>(学校教育法施行規則の準用)</p> <p>第12条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。</p> <p>(児童福祉施設基準条例の準用)</p> <p>第13条 児童福祉施設基準条例第4条、第4条の2第1項、第2項及び第4項、第4条の5、第6条、第9条（第4項ただし書を除く。）、第10条、第10条の2、第18条第8号、第19条（後段を除く。）並びに第21条の2の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">読み替える児童福祉施設基準条例の規定</td> <td style="width: 33%;">読み替えられる字句</td> <td style="width: 33%;">読み替える字句</td> </tr> <tr> <td colspan="3">第4条の見出し及び同条第2項及び第4条第1項 略</td> </tr> </table>	読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第4条の見出し及び同条第2項及び第4条第1項 略			<p>(設備運営基準の目的)</p> <p>第2条 設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児（法第14条第6項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>(学校教育法施行規則の準用)</p> <p>第12条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。</p> <p>(児童福祉施設基準条例の準用)</p> <p>第13条 児童福祉施設基準条例第4条、第4条の2第1項、第2項及び第4項、第4条の5、第6条、第9条（第4項ただし書を除く。）、第10条、第10条の2、第18条第8号、第19条（後段を除く。）並びに第21条の2の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">読み替える児童福祉施設基準条例の規定</td> <td style="width: 33%;">読み替えられる字句</td> <td style="width: 33%;">読み替える字句</td> </tr> <tr> <td colspan="3">第4条の見出し及び同条第2項及び第4条第1項 略</td> </tr> </table>	読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第4条の見出し及び同条第2項及び第4条第1項 略		
読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句											
第4条の見出し及び同条第2項及び第4条第1項 略													
読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句											
第4条の見出し及び同条第2項及び第4条第1項 略													

第4条の2第1項	略	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児（以下「園児」という。）
第4条の2第2項及び第9条第5項～第21条の2 略		

- 2 児童福祉施設基準条例第5条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、同項ただし書中「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって」と読み替えるものとする。

第4条の2第1項	略	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）
第4条の2第2項及び第9条第5項～第21条の2 略		

- 2 児童福祉施設基準条例第5条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、同項ただし書中「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって」と読み替えるものとする。

議案第7号参考資料

川越市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「特定教育・保育施設等」とは、次に掲げる施設又は事業所をいう。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。<u>以下この項</u>において「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 法第54条の2第2項に規定する乳児等通園支援事業所</u></p> <p><u>(4) 法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業（同条第2号、第5号、第6号、<u>第10号から第12号まで及び第14号</u>に掲げるものに限る。）を行う施設</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「特定教育・保育施設等」とは、次に掲げる施設又は事業所をいう。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。<u>次号及び第3号</u>において「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業（同条第2号、第5号、第6号<u>及び第10号</u>から第12号まで<u> </u>に掲げるものに限る。）を行う施設</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>2 略</p>

議案第8号参考資料

川越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行
<p>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽^{けんざん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) _____ 利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>その他の</u>利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(秘密保持等)</p>	<p>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件)</p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽^{けんざん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>乳児及び幼児の区分ごとの</u>利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>並びに</u> 利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(秘密保持等)</p>

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 略

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 1及び2 略

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。第25条第3号において「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第22条第3項第1号及び第25条第2号において同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業（第25条第4号において「居宅訪問型保育事業」という。）を除く。同号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によ

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 略

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 1及び2 略

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。第25条第3号において「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第22条第3項第1号及び第25条第2号において同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業（第25条第4号において「居宅訪問型保育事業」という。）を除く。同号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員_____の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは、「余裕活用型乳児等通園支援事業」と読み替えるものとする。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその_____職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によ

って認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

って認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

議案第9号参考資料

川越市医療問題協議会条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>川越市保健医療審議会条例</u></p> <p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第1条 <u>保健医療に関する施策を総合的に審議するため、川越市保健医療審議会</u> <u>(以下「審議会」という。)</u>を置く。</p> <p style="text-align: center;">(組織)</p> <p>第2条 <u>審議会</u>は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委 嘱する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p style="text-align: center;">(会長及び副会長)</p> <p>第4条 <u>審議会</u>に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、<u>審議会</u>を代表する。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">(会議)</p> <p>第5条 <u>審議会</u>は、会長が招集する。</p> <p>2 <u>審議会</u>は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 <u>審議会</u>の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 会長の決するところによる。</p> <p>4 <u>審議会</u>は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができ る。</p> <p style="text-align: center;">(部会)</p> <p>第6条 <u>審議会</u>は、必要があるときは、部会を置くことができる。</p> <p>2～6 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>川越市医療問題協議会条例</u></p> <p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第1条 <u>地域医療及び保健衛生に関する諸問題について協議するため、川越市医</u> <u>療問題協議会</u> (以下「協議会」という。)を置く。</p> <p style="text-align: center;">(組織)</p> <p>第2条 <u>協議会</u>は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委 嘱する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p style="text-align: center;">(会長及び副会長)</p> <p>第4条 <u>協議会</u>に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、<u>協議会</u>を代表する。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">(会議)</p> <p>第5条 <u>協議会</u>は、会長が招集する。</p> <p>2 <u>協議会</u>は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 <u>協議会</u>の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 会長の決するところによる。</p> <p>4 <u>協議会</u>は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができ る。</p> <p style="text-align: center;">(部会)</p> <p>第6条 <u>協議会</u>は、必要があるときは、部会を置くことができる。</p> <p>2～6 略</p>

(専門委員)

第7条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。

2及び3 略

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、保健医療部保健医療推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(専門委員)

第7条 協議会は、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。

2及び3 略

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健医療部保健医療推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

_____「1項世帯主」という。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。

3及び4 略

5 子ども・子育て支援納付金課税額は、1項世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。第11条において同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

6 前条第2項の場合における第2項から前項までの規定の適用については、第2項中「前条第1項に規定する世帯主（以下_____「1項世帯主」という。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者」とあるのは「前条第2項に規定する国民健康保険の被保険者とみなされる世帯主（以下この条において「2項世帯主」という。）に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者（2項世帯主を除く。））」と、第3項中「1項世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者」とあるのは「2項世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者（2項世帯主を除く。））」と、第4項中「介護納付金課税被保険者である1項世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者」とあるのは「2項世帯主に係る世帯に属する介護納付金課税被保険者（2項世帯主を除く。））」と、前項中「1項世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者」とあるのは「2項世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者（2項世帯主を除く。））」と、「同じ。））」とあるのは「同じ。）（2項世帯主を除く。））」とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法

3項及び第4項において「1項世帯主」という。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。

3及び4 略

5 前条第2項の場合において、第2項から前項までの規定の適用については、第2項中「前条第1項に規定する世帯主（以下この条並びに第12条第3項及び第4項において「1項世帯主」という。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者」とあるのは「前条第2項に規定する国民健康保険の被保険者とみなされる世帯主（以下この条において「2項世帯主」という。）に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者（2項世帯主を除く。））」と、第3項中「1項世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者」とあるのは「2項世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者（2項世帯主を除く。））」と、第4項中「_____1項世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者」とあるのは「2項世帯主に係る世帯に属する介護納付金課税被保険者（2項世帯主を除く。））」とする

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方

第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.33を乗じて算定する。

2 略

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第10条 第2条第5項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について1,592円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第11条 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について112円とする。

第12条 略

（徴収の方法）

第13条 国民健康保険税は、第16条、第20条及び第21条の規定による特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。

第14条 略

（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）

第15条 国民健康保険税の賦課期日後に、納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割りをもつて算定した第2条第1項の合算額（第23条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の合算額とする。以下この条において同じ。）を課する。

税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第5条及び第7条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.33を乗じて算定する。

2 略

第9条 略

（徴収の方法）

第10条 国民健康保険税は、第13条、第17条及び第18条の規定による特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。

第11条 略

（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）

第12条 国民健康保険税の賦課期日後に、納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割りをもつて算定した第2条第1項の合算額（第20条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の合算額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2 略

3 第1項の賦課期日後に第1条第2項に規定する国民健康保険の被保険者とみなされる世帯主（以下「2項世帯主」という。）である国民健康保険税の納税義務者が1項世帯主となつた場合には、当該1項世帯主となつた日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の合算額から当該1項世帯主となつた者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の合算額を控除した残額を、当該1項世帯主となつた日の属する月から、月割りをもつて当該納税義務者に課する。

4～8 略

9 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する国民健康保険の被保険者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条及び第26条において同じ。）となつた場合には、当該特例対象被保険者等となつた日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の合算額を当該特例対象被保険者等となつた者が特例対象被保険者等でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の合算額から控除した残額を、当該特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割りをもつて当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

第16条 略

（特別徴収義務者）

第17条 前条、第20条及び第21条の規定による特別徴収に係る国民健康保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とする。

第18条～第20条 略

（新たに特別徴収対象被保険者となつた者に係る仮徴収）

第21条 次の各号に掲げる者について、当該各号に定める期間において特別徴

2 略

3 第1項の賦課期日後に第1条第2項に規定する国民健康保険の被保険者とみなされる世帯主（以下この項及び次項並びに第20条第1項において「2項世帯主」という。）である国民健康保険税の納税義務者が1項世帯主となつた場合には、当該1項世帯主となつた日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の合算額から当該1項世帯主となつた者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の合算額を控除した残額を、当該1項世帯主となつた日の属する月から、月割りをもつて当該納税義務者に課する。

4～8 略

9 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する国民健康保険の被保険者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第21条及び第23条において同じ。）となつた場合には、当該特例対象被保険者等となつた日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の合算額を当該特例対象被保険者等となつた者が特例対象被保険者等でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の合算額から控除した残額を、当該特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割りをもつて当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

第13条 略

（特別徴収義務者）

第14条 前条、第17条及び第18条の規定による特別徴収に係る国民健康保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とする。

第15条～第17条 略

（新たに特別徴収対象被保険者となつた者に係る仮徴収）

第18条 次の各号に掲げる者について、当該各号に定める期間において特別徴

収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でない認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によつて徴収する。

(1) 第16条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によつて徴収が行われなかつた場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となつた者 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間

(2)及び(3) 略

（普通徴収税額への繰入れ）

第22条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなつたこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第14条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収しなければならない。

2 略

（国民健康保険税の減額）

第23条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得

収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でない認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によつて徴収する。

(1) 第13条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によつて徴収が行われなかつた場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となつた者 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間

(2)及び(3) 略

（普通徴収税額への繰入れ）

第19条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなつたこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第11条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収しなければならない。

2 略

（国民健康保険税の減額）

第20条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得

が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～ウ 略

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者（2項世帯主を除く。）1人について796円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～ウ 略

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者（2項世帯主を除く。）1人について319円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である国民健康保険の被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項の規定により当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。以下この項（各号を除く。）

が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～ウ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～ウ 略

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である国民健康保険の被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項の規定により当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。以下この項（各号を除く。）

において同じ。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)及び(2) 略

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 239円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 398円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 637円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 796円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者 (以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項の規定により当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)~(6) 略

(7) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項の規定により当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

において同じ。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)及び(2) 略

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項 _____に規定する出産被保険者 (以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項の規定により当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)~(6) 略

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第24条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第15条第9項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（第15条第9項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。

第25条～第31条 略

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項第1号中「第703条の5第1項に規定する総所得金額及び」とあるのは「第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」と、

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第21条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第12条第9項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（第12条第9項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。

第22条～第28条 略

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第20条第1項の規定の適用については、同項第1号中「第703条の5第1項に規定する総所得金額及び」とあるのは「第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」と、

「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の上場株式等に係る配当所得等を有する場合における第3条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条及び第

「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の上場株式等に係る配当所得等を有する場合における第3条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条及び第

23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯

20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯

所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)

- 10 高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条に規定する政令で定める日までの間、第2条第1項第1号中「(という。)、 」とあるのは「(という。)及び同法の規定による病床転換支援金等(同号 において「病床転換支援金等」という。)、 」と、「(という。)及び」とあるのは「(という。)並びに」と、同項第2号中「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。

所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)

- 10 高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条に規定する政令で定める日までの間、第2条第1項第1号中「(という。)及び」とあるのは「(という。)及び同法の規定による病床転換支援金等(以下この条において「病床転換支援金等」という。)並びに」と、同項第2号中「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第20条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を

含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。次項において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下この条及び第23条第1項において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用

含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第20条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。次項において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下この条及び第20条第1項において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用

配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下この条及び第23条第1項において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（国民健康保険税の減免の特例）

- 15 当分の間、第29条第2項の規定の適用については、同項中「国民健康保険税（国民健康保険の被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）の属する月から2年を経過する月までの月分に限る。）」とあるのは「国民健康保険税」と、同項第1号中「資格取得日」とあるのは「資格取得日（国民健康保険の被保険者の資格を取得した日をいう。次号において同じ。）」とする。

配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下この条及び第20条第1項において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（国民健康保険税の減免の特例）

- 15 当分の間、第26条第2項の規定の適用については、同項中「国民健康保険税（国民健康保険の被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）の属する月から2年を経過する月までの月分に限る。）」とあるのは「国民健康保険税」と、同項第1号中「資格取得日」とあるのは「資格取得日（国民健康保険の被保険者の資格を取得した日をいう。次号において同じ。）」とする。

議案第 1 1 号参考資料

川越市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案			現 行		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	金 額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金 額
(1)～(72) 略			(1)～(72) 略		
(73) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 1 4 条第 1 3 項の規定に基づく医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造販売の承認された事項の一部の変更についての承認の申請に対する審査	略		(73) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 1 4 条第 1 5 項の規定に基づく医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造販売の承認された事項の一部の変更についての承認の申請に対する審査	略	
(74)～(110) 略			(74)～(110) 略		

議案第 1 2 号参考資料

川越市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧等手続条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）第 9 条の 3 第 2 項（同条第 9 項（法第 9 条の 3 の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。第 5 条第 1 項において同じ。）及び第 9 条の 3 の 3 第 2 項（同条第 3 項において読み替えて準用する法第 9 条の 3 第 9 項において読み替えて準用する場合を含む。次条第 3 号及び第 5 条第 4 項において同じ。）の規定に基づき、<u>法第 9 条の 3 第 1 項又は第 9 条の 3 の 3 第 1 項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出する機会の付与の手続に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(対象施設)</u></p> <p>第 2 条 <u>調査書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める施設とする。</u></p> <p>(1) <u>法第 9 条の 3 第 2 項（同条第 9 項において読み替えて準用する場合を含む。）の場合（次号に掲げる場合を除く。） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 4 6 年政令第 3 0 0 号）第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設及び同条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場</u></p> <p>(2) <u>法第 9 条の 3 第 2 項（法第 9 条の 3 の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 9 条の 3 第 9 項において読み替えて準用する場合を含む。）の場</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号_____）第 9 条の 3 第 2 項（同条第 9 項において_____準用する場合を含む_____。）の規定に基づき、<u>同条第 1 項の_____調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出する機会の付与の手続に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(対象施設)</u></p> <p>第 2 条 <u>調査書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 4 6 年政令第 3 0 0 号）第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設及び同条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「施設」という。）とする。</u></p>

合（法第9条の3の2第2項に規定する場合に限る。） 前号のごみ処理施設のうち焼却施設及び同号の一般廃棄物の最終処分場

(3) 法第9条の3の3第2項の場合 前号の焼却施設
(調査書の縦覧の告示等)

第3条 市長は、調査書（法第9条の3第1項に規定する調査の結果を記載したものに限る。）を公衆の縦覧に供しようとするときは、当該調査書の縦覧の場所及び期間並びに意見書の提出先及び提出期限のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 施設の設置又は変更（法第9条の3第8項に規定する変更をいう。）に関し利害関係を有する者が意見書を提出できる旨

2 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「廃棄物処分受託者」という。）は、調査書（法第9条の3の3第1項に規定する調査の結果を記載したものに限る。）を公衆の縦覧に供しようとするときは、当該調査書の縦覧の場所及び期間並びに意見書の提出先及び提出期限のほか、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 廃棄物処分受託者の氏名及び住所（法人である場合にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに事務所又は事業所の所在地）
- (2) 前項第1号から第6号までに掲げる事項
- (3) 施設の設置又は変更（法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項に規定する変更をいう。）に関し利害関係を有する者が意見書を提出できる旨

（縦覧等の告示）

第3条 市長は、調査書_____を公衆の縦覧に供しようとするときは、____調査書の縦覧の場所及び期間、意見書_____の提出先及び提出期限その他規則で定める事項を告示するものとする。

(調査書の縦覧の場所及び期間)

第4条 前条第1項の調査書の縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 川越市環境部内で市長が指定する事務所
- (2) 生活環境影響調査を実施した区域及びその周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 前項の調査書の縦覧の期間は、前条第1項の規定による告示の日から1月間とする。

3 市長は、第2条第2号に掲げる場合であって、非常災害により生ずる廃棄物の処分を迅速に行わなければならないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

4 前条第2項の調査書の縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 廃棄物処分受託者の事務所又は事業所
- (2) 生活環境影響調査を実施した区域及びその周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

5 第2項及び第3項の規定は、前項の調査書の縦覧の期間について準用する。
この場合において、第2項中「前条第1項」とあるのは「前条第2項」と、「告示」とあるのは「公告」と、第3項中「市長は、第2条第2号」とあるのは「廃棄物処分受託者は、第2条第3号」と、「認める」とあるのは「市長が認める」と読み替えるものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第5条 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 川越市環境部内で市長が指定する事務所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 前項の意見書の提出期限は、前条第2項に規定する期間(同条第3項の規定

(縦覧_____の場所及び期間)

第4条 調査書_____の縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 川越市役所環境部

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定する_____場所

2 調査書_____の縦覧の期間は、前条_____の規定による告示の日から1月間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第5条 意見書_____の提出先は、次に掲げる部署とする。

- (1) 施設の設置又は変更に係る担当部署
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定する部署

2 意見書_____の提出期限は、前条第2項に規定する期間_____

により期間を短縮した場合にあっては、当該短縮された期間)の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日とする。

3 市長は、第2条第2号に掲げる場合であって、非常災害により生ずる廃棄物の処分を迅速に行わなければならないと認めるときは、前項に規定する提出期限を短縮することができる。

4 法第9条の3の3第2項後段の規定による意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 廃棄物処分受託者の事務所又は事業所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

5 第2項及び第3項の規定は、前項の意見書の提出期限について準用する。この場合において、第2項中「前条第2項」とあるのは「前条第5項において読み替えて準用する同条第2項」と、第3項中「市長は、第2条第2号」とあるのは「廃棄物処分受託者は、第2条第3号」と、「認める」とあるのは「市長が認める」と読み替えるものとする。

(環境影響評価との関係)

第6条 施設の設置又は変更(第3条第1項第7号の変更及び同条第2項第3号の変更をいう。次条において同じ。)に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は埼玉県環境影響評価条例(平成6年埼玉県条例第61号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、前3条に規定する手続を経たものとみなす。

の満了の日の翌

日から起算して2週間を経過する日とする。

(環境影響評価との関係)

第6条 施設の設置又は変更_____に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は埼玉県環境影響評価条例(平成6年埼玉県条例第61号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、前3条に規定する手続を経たものとみなす。

議案第14号参考資料

川越市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案				現 行			
(使用料)				(使用料)			
第14条 使用料は、1月につき次の表に定める金額により算定した金額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。				第14条 使用料は、1月につき次の表に定める金額により算定した金額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。			
(1) 処理区域内				(1) 処理区域内			
用途	料金 基本料金	従量料金		用途	料金 基本料金	従量料金	
		排除量	金額(1立方メートルにつき)			排除量	金額(1立方メートルにつき)
公衆浴場用 (物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定により埼玉県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場の用に供するも	1,000円	100立方メートルを超える分	15円	公衆浴場用	1,000円	100立方メートルを超える分	15円
				家事用 その他		200円	10立方メートルまで
						10立方メートルを超え20立方メートルまで	80円
						20立方メートルを超え30立方メートルまで	105円
						30立方メートルを超え50立方メートルまで	130円
						50立方メートルを超え200立方メートルまで	150円
						200立方メートルを超え500立方メートルまで	175円
						500立方メートルを超える分	190円

のをいう。 以下この条 において同 じ。)			
家事用その 他（公衆浴 場用以外の 用に供する ものをい う。以下こ の条におい て同じ。)	657円	10立方メートルまでの分	50円
		10立方メートルを超え20立 方メートルまでの分	90円
		20立方メートルを超え30立 方メートルまでの分	119円
		30立方メートルを超え50立 方メートルまでの分	147円
		50立方メートルを超え200 立方メートルまでの分	170円
		200立方メートルを超え50 0立方メートルまでの分	198円
		500立方メートルを超える分	215円

(2) 略

(2) 略

議案第15号参考資料

川越市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び川越市監査委員条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行
<p>第1条 川越市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>
<p>第2条 川越市監査委員条例の一部改正 (請求又は要求による監査)</p> <p>第8条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、第242条第1項並びに第243条の2の9第3項(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)並びに同法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があつたときは、7日以内に監査に着手しなければならない。</p>	<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第8条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、<u>第243条の2の8第3項</u>(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)並びに同法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があつたときは、7日以内に監査に着手しなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

議案第16号参考資料

川越市学校部活動地域連携・地域移行推進基金条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行
<p data-bbox="224 389 813 416"><u>川越市学校部活動地域連携・地域展開推進基金条例</u></p> <p data-bbox="190 437 264 464">(設置)</p> <p data-bbox="150 485 1066 603">第1条 市立中学校における部活動の地域連携及び<u>地域展開の推進</u>に要する経費の財源に充てるため、<u>川越市学校部活動地域連携・地域展開推進基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p data-bbox="1238 389 1827 416"><u>川越市学校部活動地域連携・地域移行推進基金条例</u></p> <p data-bbox="1205 437 1279 464">(設置)</p> <p data-bbox="1162 485 2078 603">第1条 市立中学校における部活動の地域連携及び<u>地域移行の推進</u>に要する経費の財源に充てるため、<u>川越市学校部活動地域連携・地域移行推進基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p>